

指導検査基準（指定短期入所生活介護【一部ユニット型】） ユニット型以外の単独型、空床利用及び併設事業所を除く。

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第1 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあっては次の「A ユニット部分」に、それ以外の部分にあっては「B ユニット部分以外」に定めるところによっているか。</p> <p>A ユニット部分</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p> <p>B ユニット部分以外</p> <p>指定短期入所生活介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p>	<p>法第73条第1項</p> <p>都条例111第146条</p> <p>都条例111第140条の3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・概況説明 ・定款、寄附行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
第2 人員に関する基準	<p>1 従業員の員数</p> <p>(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>医師 1人以上</p>	<p>法第74条第1項</p> <p>都条例111第147条第1項</p> <p>都規則141第31条第1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員名簿（職種や常勤・非常勤等がわかるもの） ・職員の勤務状況がわかる書類（勤務スケジュール表、出勤簿、

	<p>生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 人以上 介護職員又は看護職員若しくは准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 人以上 栄養士 1 人以上 ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）が 40 人を超えない指定短期入所生活介護事業にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。 機能訓練指導員 1 人以上 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数</p> <p>(2) (1)の利用者数は、前年度の平均値により算定しているか。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数により算定しているか。</p> <p>(3) (1) の生活相談員、(1) の介護職員、看護職員のそれぞれのうち 1 人は常勤となっているか。 生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 5 条第 2 項に定める生活相談員に準じているか。</p> <p>(4) (1) の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、以下の資格を有する者となっているか。 ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p>	<p>項</p> <p>施行要領第3の八の1の(4)</p> <p>都規則141第31条第3項</p> <p>都規則141第31条第5項</p> <p>施行要領第3の八の1の(2)</p> <p>都規則141第31条第6項</p> <p>施行要領第3の八の1の(3)</p>	<p>タイムカード等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書 ・各職種の資格証明書 ・職員の履歴書 ・利用者数が分かる書類（利用者名簿、業務日誌等）
--	---	---	---

<p>第3 設備に関する基準</p>	<p>なお、機能訓練指導員は、当該指定短期入所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語聴覚士 エ 看護職員 オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師</p> <p>なお、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防基準第129条第1項、第3項、第5項及び第6項に規定する基準を満たすことをもって、(1)～(4)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>2 管理者 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>ただし、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者としての職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。</p> <p>1 利用定員等 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。</p> <p>一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所</p>	<p>都条例111第147条第2項</p> <p>都条例111第148条</p> <p>都条例111第149条第1項 都規則141第32条第1項</p>	<p>・定員数が分かるもの (運営規程、利用者名簿等)</p>
--------------------	--	--	-------------------------------------

	<p>において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第131条第1項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、上記の利用定員に関する基準を満たしているものとみなす。</p> <p>2 設備及び備品等</p> <p>(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、当該事業を行う事業所(一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所)の設備及び備品等は、ユニット部分にあつては、「A ユニット部分」に、それ以外の部分にあつては、「B ユニット部分以外」に定めるところによつてゐるか。</p> <p>ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ1の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。</p> <p>(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第167条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、(1)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>A ユニット部分</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物となつてゐるか。</p> <p>ただし、利用者の日常生活に充てられる場所(居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室)を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができる。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、都知事が火災予防、消火活動等に</p>	<p>法第74条第2項 都条例111第170条第1項 施行要領第3の八の2の(2)</p> <p>都条例111第170条第</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の構造設備が分かる平面図等、建物の構造が耐火構造かどうか分かる書類 (建物の登記簿、賃貸借契約書等) ・ 指定申請書・変更届の控え
--	--	---	---

	<p>関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の ~ のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定ユニット型短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>(3) ユニットケアを行うためには、利用者の自律的な生活を保障する居室(個室)と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室(居宅での居間に相当する部屋)が不可欠であることから、ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、事業所全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所(ユニット)を単位として構成し、運営しているか。</p> <p>(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる ~ の設備を設けるとともに、ユニット型指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えているか。また、それぞれの基準を満たしているか。</p> <p>ユニット</p> <p>イ 居室</p> <p>(1) 1つの居室の定員は1人とすること。</p> <p>ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p>	<p>21項</p> <p>都規則141第38条第2項第1号</p> <p>都規則141第38条第2項第2号</p> <p>都規則141第38条第2項第3号</p> <p>施行要領第3の八の4の(3)</p> <p>都条例111第170条第3項・第4項</p> <p>都条例111第170条第4項第1号</p>	<p>・設備・備品の台帳、レンタル契約書、居室の定員数が分かるもの(運営規程、利用者名簿等)</p> <p>・事業所の構造設備が分かる平面図等、指定申請書・変更届(写)</p>
--	--	---	--

	<p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ただし、1のユニットの利用定員は概ね10人以下としているか。</p> <p>(3) 利用者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上とすること。 また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。</p> <p>(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>ロ 共同生活室</p> <p>(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が、交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(2) 1つの共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ハ 洗面設備</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>ニ 便所</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>医務室 調理室 洗濯室又は洗濯場</p>	<p>都条例111第170条第4項第2号</p> <p>都条例111第170条第4項第3号 都条例111第170条第4項第4号</p> <p>都条例111第170条第4項第5号</p> <p>都規則141第38条第5項第1号イ(1)</p> <p>都規則141第38条第5項第1号イ(2)・(3)</p> <p>都規則141第38条第5項第1号ロ</p> <p>都規則141第38条第5項第1号ハ</p> <p>都規則141第38条第5項第1号ニ</p>	
--	--	---	--

	<p>汚物処理室 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものであること。 また、焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けるものとする。</p> <p>介護材料室 ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除く設備は、設けないことができる。</p> <p>(5) 上記(1)～(4)のほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備は次の基準を満たしているか。 廊下の幅は、1.8m以上とすること。ただし、中廊下（廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。）の幅は、2.7m以上とすること。 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 階段の傾斜を緩やかにすること。 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>B ユニット部分以外 (1) 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物となっているか。 ただし、利用者の日常生活に充てられる場所（居室、静養室、</p>	<p>施行要領第3の八の2の(10) 施行要領第3の八の2の(11)</p> <p>都条例111第170条第3項</p> <p>都条例111第170条第5項</p> <p>法第74条第2項 都条例111第150条第1項 施行要領第3の八の2</p>	<p>・事業所の構造設備が分かる平面図等、指定申請書・変更届（写）</p> <p>・事業所の構造設備が分かる平面図等、建物の構造が耐火構造かどうか分かる書類（建物の登記簿、賃貸借契約書等）</p>
--	---	--	--

	<p>食堂、浴室及び機能訓練室)を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができる。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、都知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の ~ のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>(3) 指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる ~ の設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えているか。また、それぞれの基準を満たしているか。</p> <p>居室</p> <p>イ 1つの居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>ロ 利用者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上とすること。</p> <p>ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>食堂 及び 機能訓練室</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するも</p>	<p>の(2)</p> <p>都条例111第150条第21項 都規則141第33条第2項1～3号</p> <p>都条例111第150条第31項 都規則141第33条第5項</p>	<p>・指定申請書・変更届の控え</p> <p>・設備・備品の台帳、レンタル契約書、居室の定員数が分かるもの(運営規程、利用者名簿等)</p> <p>・事業所の構造設備が分かる平面図等、指定申請書・変更届(写)</p>
--	---	---	---

	<p>のとし、その合計した面積は、「3㎡×利用定員」以上とすること。</p> <p>ロ イに関わらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際や機能訓練を行う際に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。</p> <p>浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>医務室 静養室 面談室 介護職員室 看護職員室 調理室</p> <p>調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けるものとすること。</p> <p>洗濯室又は洗濯場 汚物処理室</p> <p>汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものであること。</p> <p>また、焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けるものとする。</p> <p>介護材料室</p> <p>ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室、看</p>	<p>施行要領第3の八の2の(9)</p> <p>施行要領第3の八の2の(10)</p> <p>施行要領第3の八の2の(11)</p>	
--	---	---	--

<p>第4 運営に関する基準</p>	<p>護職員室を除く設備は、設けないことができる。</p> <p>(4) 指定短期入所生活介護事業所の上記(3)以外の構造設備は次の基準を満たしているか。</p> <p>廊下の幅は、1.8m以上とすること。ただし、中廊下（廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。）の幅は、2.7m以上とすること。</p> <p>廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>(5) 経過措置</p> <p>この省令の施行の際(平成12年4月1日)現に存する老人短期入所事業を行っている施設又は老人短期入所施設(基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行(平成12年4月1日)の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、設備基準のうち1つの居室の定員に関する基準(上記(3)イ)、利用者一人当たりの床面積に関する基準(上記(3)ロ)、食堂及び機能訓練室の面積に関する基準(上記(3)イ)並びに構造設備の基準の一部(上記(4))は適用しないものである。</p> <p>1 管理者の責務</p> <p>(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理、一部ユニット型指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、一部ユニット型当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に、この基準の「第4 運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命</p>	<p>都条例111第150条第41項 施行要領1882第3の八の2の(7)</p> <p>施行要領第3の八の2の(13)</p> <p>都条例111第167条準用(第51条第1項)</p> <p>都条例111第167条準用(第51条第2項)</p>	<p>・事業所の構造設備が分かる平面図等、指定申請書・変更届(写)</p> <p>・組織図、組織規程 ・運営規程、職務分担表、業務報告書、業務日誌等</p>
--------------------	---	--	--

	<p>令を行っているか。</p> <p>2 運営規程 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 ユニット部分の利用定員及びそれ以外の部分の利用定員 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員 ユニット部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 通常の見送の実施地域 サービス利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策 その他運営に関する重要事項</p> <p>3 勤務体制の確保等 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては、「A ユニット部分」に、それ以外の部分は、「B ユニット部分以外」に定めるところによつてゐるか。</p> <p>A ユニット部分 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たつては、次の～に定める職員配置を行っているか。 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p>	<p>都条例111第151条第1項 施行要領第3の八の3の(1)</p> <p>都条例111第173条第1項</p> <p>都条例111第173条第2項 都規則141第40条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・指定申請書及び変更届 ・就業規則 ・勤務表 (職種や勤務形態が分かるもので、原則として月ごとのもの) ・雇用契約書 ・資格証明書
--	---	---	--

	<p>夜間及び深夜については、2ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しているか。</p> <p>ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>B ユニット部分以外</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(3) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しているか。</p> <p>ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務（調理、洗濯等）については、この限りでない。</p> <p>(4) 指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>4 対象者等</p> <p>(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身</p>	<p>都条例111第173条第3項</p> <p>都条例111第173条第4項</p> <p>都条例111第167条準用（第103条第1項）</p> <p>施行要領第3の八の3の(15)イ</p> <p>都条例111第167条準用（第103条第2項）</p> <p>都条例111第167条準用（第103条第3項）</p> <p>都条例111第152条第</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供の記録 ・ 業務日誌等 ・ 業務委託契約書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修受講修了証明書 ・ 職場内研修等の実施記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業規則 ・ 勤務表 （職種や勤務形態が分かるもので、原則として月ごとのもの） ・ 雇用契約書 ・ 資格証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供の記録 ・ 業務日誌等 ・ 業務委託契約書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修受講修了証明書 ・ 職場内研修等の実施記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の心身等の状況の記録
--	--	--	---

	<p>の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、一部ユニット型指定短期入所生活介護を提供しているか。</p> <p>(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の密接な連携により、一部ユニット型指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。</p> <p>5 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、短期入所生活介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) サービスの内容及び利用期間等についての同意については、「書面」によって確認しているか。</p> <p>6 提供拒否の禁止</p> <p>一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく一部ユニット型指定短期入所生活介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>7 サービス提供困難時の対応</p> <p>一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な一部ユニット型指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかにし</p>	<p>1号</p> <p>都条例111第152条第2項</p> <p>都条例111第153条第11項</p> <p>施行要領第3の八の3の(3)</p> <p>都条例111第167条準用(第13条)</p> <p>都条例111第167条準用(第14条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程、説明文書 (重要事項説明書、契約書、パンフレット等) ・ 利用申込書 ・ 利用者の同意に関する文書 ・ 利用申込受付簿等 ・ 要介護度の分布がわかる資料 ・ 利用者名簿、運営規程 ・ サービス提供依頼書
--	---	--	--

	<p>ているか。</p> <p>8 受給資格等の確認</p> <p>(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、一部ユニット型指定短期入所生活介護を提供するよう努めているか。</p> <p>9 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>10 心身の状況等の把握</p> <p>一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>11 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p> <p>一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介保</p>	<p>都条例111第167条準用（第15条第1項）</p> <p>都条例111第167条準用（第15条第2項）</p> <p>都条例111第167条準用（第16条第1項）</p> <p>都条例111第167条準用（第16条第2項）</p> <p>都条例111第167条準用（第17条）</p> <p>都条例111第167条準用（第19条）</p>	<p>・サービス提供票</p> <p>・利用者に関する記録（被保険者証の写）</p> <p>・サービス提供票</p> <p>・利用者に関する記録</p> <p>・利用者に関する記録</p> <p>・利用者に関する記録、サービス担当者会議の要点、サービス担当者</p>
--	---	---	---

	<p>険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p> <p>12 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った一部ユニット型指定短期入所生活介護を提供しているか。</p> <p>13 サービスの提供の記録 (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護を提供した際には、当該一部ユニット型指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該一部ユニット型指定短期入所生活介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p> <p>14 利用料等の受領 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の利用料の受領は、ユニット部分にあつては、「A ユニット部分」に、それ以外の部分は、「B ユニット部分以外」に定めるところによっているか。</p> <p>A ユニット部分 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領一</p>	<p>都条例111第167条準用（第20条）</p> <p>都条例111第167条準用（第23条第1項）</p> <p>都条例111第167条準用（第23条第2項）</p> <p>都条例111第174条第</p>	<p>に対する照会(依頼)内容等が分かる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の届出書 ・居宅サービス計画書 ・居宅サービス計画書 ・短期入所生活介護計画書 ・サービス提供票・別表 ・サービス提供の記録 ・居宅サービス計画書 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等 ・サービス提供票・別表
--	---	--	---

	<p>ビスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる次に掲げる費用の額以外の額を受けていないか。</p> <p>食事の提供に要する費用 滞在に要する費用 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） 理美容代 ～ に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) ～ に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより取り扱っているか。</p> <p>(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。また、(3)</p>	<p>11項</p> <p>都条例111第174条第2項</p> <p>都条例111第174条第3項</p> <p>都規則141第41条</p> <p>都規則141第41条</p> <p>都条例111第174条第4項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書控、請求書控 ・給付明細書 ・運営規程(利用料その他の費用等) ・重要事項説明書 ・領収証控、請求書控 ・給付明細書 ・運営規程(利用料その他の費用等) ・重要事項説明書 ・領収証控、請求書控 ・給付明細書 ・送迎記録 ・重要事項説明書 ・その他説明文書 ・利用者の同意に関する書類
--	--	--	--

	<p>の ~ に掲げる費用については、文書により同意を得ているか。</p> <p>(6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所生活介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所生活介護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>B ユニット部分以外</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支払を利用者から受けることができる次に掲げる費用の額以外の額を受けていないか。</p> <p style="text-align: center;">食事の提供に要する費用</p>	<p>法第41条第8項</p> <p>施行規則第65条</p> <p>都条例111第154条第1項</p> <p>都条例111第154条第2項</p> <p>都条例111第154条第3項 施行要領第3の八の3の(4)の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書控え ・領収書控え ・サービス提供票・別表 ・領収書控、請求書控 ・給付明細書 ・運営規程(利用料その他の費用等) ・重要事項説明書 ・領収証控、請求書控 ・給付明細書 ・運営規程(利用料その他の費用等) ・重要事項説明書 ・領収証控、請求書控 ・給付明細書
--	--	---	---

	<p>滞在に要する費用 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） 理美容代 ～ に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) ～ に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによっているか。</p> <p>(5) 指定短期入所生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。 また、(3)の ～ に掲げる費用については、文書により同意を得ているか。</p> <p>(6) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(7) 指定短期入所生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所生活介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所生活介護に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてははれ</p>	<p>都規則141第35条</p> <p>都条例111第154条第4項</p> <p>法第41条第8項</p> <p>施行規則第65条</p>	<p>・送迎記録</p> <p>・重要事項説明書 ・その他説明文書 ・利用者の同意に関する書類</p> <p>・領収書控え</p> <p>・領収書控え</p>
--	---	---	---

	<p>ぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>15 保険給付の請求のための証明書の交付 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない一部ユニット型指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した一部ユニット型指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>16 指定短期入所生活介護の取扱方針 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の一部ユニット型指定短期入所生活介護の取扱方針は、ユニット部分にあつては、「A ユニット部分」に、それ以外の部分にあつては、「B ユニット部分以外」に定めるところによっているか。</p> <p>A ユニット部分</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行っているか。</p> <p>(2) ユニット型指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っているか。</p> <p>(3) ユニット型指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行っているか。</p> <p>(4) ユニット型指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っているか。</p> <p>(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説を</p>	<p>都条例111第167条準用（第25条第2項）</p> <p>都条例111第175条第1項</p> <p>都条例111第175条第2項</p> <p>都条例111第175条第3項</p> <p>都条例111第175条第4項</p> <p>都条例111第175条第5項</p>	<p>・サービス提供証明書（控） （介護給付明細書代用可）</p> <p>・短期入所生活介護計画書 ・サービス提供の記録 ・利用者に関する記録</p> <p>・短期入所生活介護計画書 ・サービス提供の記録 ・使用しているパンフレット等</p> <p>・短期入所生活介護計画書 ・サービス提供の記録</p>
--	---	---	--

	<p>行っているか。</p> <p>(6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないが、適切か。</p> <p>(7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(6)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>(8) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>B ユニット部分以外</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、14(1)に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行われているか。</p> <p>(3) 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(4) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。</p> <p>(5) 指定短期入所生活介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況び</p>	<p>都条例111第175条第61項</p> <p>都条例111第175条第71項</p> <p>都条例111第175条第81項</p> <p>都条例111第155条第11項</p> <p>都条例111第155条第21項</p> <p>都条例111第155条第31項</p> <p>都条例111第155条第41項</p> <p>都条例111第155条第51項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身野状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・短期入所生活介護計画書 ・評価を実施した記録 ・短期入所生活介護計画書 ・サービス提供の記録 ・利用者に関する記録 ・短期入所生活介護計画書 ・サービス提供の記録 ・使用しているパンフレット等 ・短期入所生活介護計画書 ・サービス提供の記録 ・身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身野状況並びに緊
--	---	---	--

	<p>に緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>(6) 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>17 短期入所生活介護計画の作成</p> <p>(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上（概ね4日以上連続して利用する場合を指す）にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、一部ユニット型指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しているか。</p> <p>短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>なお、短期入所生活介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p> <p>(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(4) 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画を考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成しているか。</p> <p>18 介護</p> <p>一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の介護は、ユニット部分にあつては、「A ユニット部分」に、それ以外の部分は、「B ユニット部分以外」に定めるところによっているか。</p>	<p>都条例111第155条第61項</p> <p>都条例111第156条第1項 施行要領第3の八の3の(5)の</p> <p>施行要領第3の一の3の(6)の</p> <p>都条例111第156条第21項</p> <p>都条例111第156条第31項</p> <p>施行要領第3の八の3の(6)の</p>	<p>急やむを得ない理由の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護計画書 ・評価を実施した記録 <p>・短期入所生活介護計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録 <p>・居宅サービス計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護計画書 <p>・短期入所生活介護計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明・同意に関する書類 <p>・短期入所生活介護計画書を交付したことが分かる記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画書 ・短期入所生活介護計画書 ・利用者に関する記録 ・サービス提供に関する記録
--	---	--	--

	<p>A ユニット</p> <p>(1) 介護は、各ユニットにおいて、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。</p> <p>(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しているか。 ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができるが、適切に行っているか。</p> <p>(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</p> <p>(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)～(5)に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。</p> <p>(6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。</p> <p>(7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないが受けさせていないか。</p> <p>B ユニット部分以外</p> <p>(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上利用者を入</p>	<p>都条例111第176条第1項</p> <p>都条例111第176条第2項</p> <p>都条例111第176条第3項</p> <p>都条例111第176条第4項</p> <p>都条例111第176条第5項</p> <p>都条例111第176条第6項</p> <p>都条例111第176条第7項</p> <p>都条例111第157条第1項</p>	<p>・短期入所生活介護計画</p> <p>・サービス提供の記録</p> <p>・短期入所生活介護計画</p> <p>・サービス提供の記録</p>
--	---	---	---

	<p>浴させ、又は清しきするとともに、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</p> <p>(3) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)(2)に規定するほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行っているか。</p> <p>(4) 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。</p> <p>(5) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。</p> <p>19 食事</p> <p>一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の食事は、ユニット部分にあつては、「A ユニット部分」に、それ以外の部分は、「B ユニット部分以外」に定めるところによっているか。</p> <p>A ユニット</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。</p> <p>(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。</p> <p>(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を採ることができるよう必要な時間を確保しているか。</p> <p>(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。</p> <p>B ユニット部分以外</p> <p>指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況</p>	<p>都条例111第157条第2項</p> <p>都条例111第157条第3項</p> <p>都条例111第157条第4項</p> <p>都条例111第157条第5項</p> <p>都条例111第177条第1項</p> <p>都条例111第177条第2項</p> <p>都条例111第177条第3項</p> <p>都条例111第177条第4項</p> <p>都条例111第158条</p>	<p>・短期入所生活介護計画</p> <p>・サービス提供の記録</p> <p>・短期入所生活介護計画</p>
--	--	--	---

	<p>及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しているか。</p> <p>20 機能訓練 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。</p> <p>21 健康管理 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっているか。</p> <p>22 相談及び援助 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p> <p>23 その他のサービスの提供 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては、「A ユニット部分」に、それ以外の部分は、「B ユニット部分以外」に定めるところによっているか。</p> <p>A ユニット部分 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。</p> <p>B ユニット部分以外 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っているか。</p>	<p>都条例111第159条</p> <p>都条例111第160条</p> <p>都条例111第161条</p> <p>都条例111第178条第1項</p> <p>都条例111第178条第2項</p> <p>都条例111第162条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供の記録 ・ 短期入所生活介護計画 ・ 機能訓練に関する計画 ・ サービス提供の記録 ・ 業務日誌等 ・ サービス提供の記録 ・ 業務日誌等 ・ 利用者の心身の状況に関する記録 ・ サービス提供の記録 ・ 業務日誌等 ・ サービス提供の記録 ・ 業務日誌等 ・ サービス提供の記録 ・ 業務日誌等
--	---	--	--

	<p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。</p> <p>24 利用者に関する区市町村への通知 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が、次の のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>25 緊急時等の対応 一部ユニット型短期入所生活介護従業者は、現に一部ユニット型指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>26 定員の遵守 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあっては、「A ユニット部分」に、それ以外の部分は、「B ユニット部分以外」に定めるところによっているか。</p> <p>A ユニット部分 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならないが、行っていないか。 ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>都条例111第162条第2項</p> <p>都条例111第167条準用（第30条）</p> <p>都条例111第163条第</p> <p>都条例111第179条 都規則141第42条第2号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村に送付した通知に係る記録 ・運営規程 ・利用者に関する記録 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等 ・協力医療機関との取り決めに関する書類 ・利用者の名簿 ・利用契約書 ・運営規程 ・短期入所生活介護計画 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等
--	--	---	--

	<p>B ユニット部分以外</p> <p>指定短期入所生活介護事業者は、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならないが、行っていないか。</p> <p>ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>27 地域等との連携</p> <p>一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p> <p>29 衛生管理等</p> <p>(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めているか。</p> <p>28 非常災害対策</p> <p>一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>また、(1) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件()を満たす建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者は、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行うための準備を進めているか。</p> <p>* 一定要件</p> <p>階数2及び延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2及び延床面積1,500㎡以上の保育所</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物 既存耐震不適格</p>	<p>都条例111第164条第1項 都規則141第36条第1項</p> <p>都条例111第165条</p> <p>都条例111第167条準用(第109条第1項)</p> <p>都条例111第167条準用(第109条第2項)</p> <p>都条例111第167条準用(第110条)</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条、同建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の名簿 ・利用契約書 ・運営規程 ・短期入所生活介護計画 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等 ・消防計画又はこれに準ずる計画 ・通報連携体制に関する書類 ・訓練記録 ・衛生マニュアル等 ・衛生管理等に関する研修記録 ・消防計画又はこれに準ずる計画 ・防火管理者の届出書又は防火責任者を定めた書類 ・訓練その他消防業務の実施記録
--	---	--	--

	<p>建築物)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p> <p>30 掲示 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、一部ユニット型短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>31 秘密保持等 (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>32 広告 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになってはいないか。</p> <p>33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>34 苦情処理 (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家族からの指定短期入所生活介護に関する苦情に迅速かつ適</p>	<p>都条例111第167条準用(第33条)</p> <p>都条例111第167条準用(第34条第1項)</p> <p>都条例111第167条準用(第34条第2項)</p> <p>都条例111第167条準用(第34条第3項)</p> <p>都条例111第167条準用(第35条)</p> <p>都条例111第167条準用(第36条)</p> <p>都条例111第167条準用(第37条第1項)</p>	<p>・重要事項に関する掲示物</p> <p>・秘密保持に関する雇用時の誓約書等</p> <p>・利用者及び家族の同意書</p> <p>・パンフレット ・ポスター等、広告</p> <p>・運営規程 ・掲示物</p>
--	---	--	---

	<p>切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、介護保険法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>また、当該区市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を報告しているか。</p> <p>(5) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>また、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときには、当該改善の内容を報告しているか。</p> <p>35 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録</p>	<p>都条例111第167条準用（第37条第2項） 施行要領第3のハの3の(15)準用（同第三の一の3の(23)の）</p> <p>都条例111第167条準用（第37条第3項）</p> <p>都条例111第167条準用（第37条第4項）</p> <p>都条例111第167条準用（第39条第1項）</p>	<p>・指定申請書・変更届（写） ・苦情に関する記録</p> <p>・指導等に関する記録 ・関係書類 （苦情処理等、改善状況報告等）</p> <p>・指導・助言及びその改善等に関する記録</p> <p>・連絡マニュアル類 ・事故記録等</p>
--	--	---	---

<p>第5 変更の届出等</p>	<p>その他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(3) 指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>36 会計の区分</p> <p>(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>(2) 具体的な会計処理の方法等については、平成12年老計第8号「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」及び平成13年3月28日老振発第18号「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」により、適切に行われているか。</p> <p>37 記録の整備</p> <p>(1) 一部指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 一部指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>短期入所生活介護計画</p> <p>「第4 運営に関する基準」の10に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>「第4 運営に関する基準」の13(5)に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>「第4 運営に関する基準」の21に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>「第4 運営に関する基準」の34に規定する苦情の内容等の記録</p>	<p>都条例111第167条準用（第39条第2項）</p> <p>施行要領第3の八の3の(15)準用（同第3の一の3の(25)）</p> <p>都条例111第167条準用（第40条）</p> <p>都条例141第166条第1項</p> <p>都条例141第166条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計関係書類 ・ 職員名簿 ・ 設備備品台帳 ・ 会計関係書類 ・ その他各種保存書類 ・ 短期入所生活介護計画書 ・ サービス提供の記録 ・ 身体拘束等に関する記録 ・ 区市町村への通知に係る記録 ・ 苦情等に関する記録
------------------	---	---	--

<p>第6 介護給付費の算定及び取扱い</p>	<p>「第4 運営に関する基準」の35に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都知事に届け出ているか。</p> <p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都道府県に事前に届出を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>2 算定の区分等</p> <p>(1) 平成12年厚生省告示第26号「厚生労働大臣が定める施設基準」の七のイに適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」の一イ、八を満たすものとして都知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護をおこなった場合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成12年厚生省告示第26号「厚生労働大臣が定める基準」の八に掲げる区分に従い、利用者の要介護</p>	<p>法第75条第1項</p> <p>法第75条第2項</p> <p>法第41条第4項 平12厚告19の一別表の8 平12老企39</p> <p>平12厚告19の二</p> <p>平12厚告19の三</p> <p>平12厚告19 別表の8のイ及びロの注1</p>	<p>・事故に関する記録</p> <p>・届出書類（控）</p> <p>・変更等に関する関係書類 （定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等、事業所の平面図、運営規程、職員名簿）</p> <p>・短期入所生活介護計画書</p> <p>・介護給付管理表</p> <p>・介護給付費請求書</p> <p>・介護給付明細書</p> <p>・サービス提供票・別票</p> <p>・サービス提供証明書 （「短期入所生活介護サービスコード表」参照）</p> <p>・加算体制届出 （以下同じ）</p>
-------------------------	---	---	---

	<p>状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) (1)について、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」の三に該当する場合は、平成12年厚生省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」の三により算定しているか。</p> <p>(4) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所において所定単位数を算定するための施設基準等について</p> <p>一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所が短期入所生活介護費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所ユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数（3：1の職員配置）を置くことが必要であるが、適切か。</p> <p>なお、夜勤を行う職員の員数については、当該事業所のユニット部分及びユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であるが、適切か。</p> <p>一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所がユニット型短期入所生活介護費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のそれぞれについて所定の員数（3：1の職員配置）を置くことが必要であるが、適切か。</p> <p>なお、夜勤を行う職員の員数については、当該事業所のユニット部分及びユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であるが、適切か。</p> <p>3 ユニット型短期入所生活介護の施設基準減算</p> <p>ユニット型短期入所生活介護費について、平成12年厚生省告示第26号「厚生労働大臣が定める施設基準」の九（次の ）を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単</p>	<p>平12老企40の第2の2(1)</p> <p>平12厚告19 別表の8のイ及びロ の注2</p>	
--	--	---	--

	<p>位数を算定しているか。</p> <p>日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>4 機能訓練指導員に係る加算</p> <p>専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定短期入所生活介護事業所にある場合は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>5 看護体制加算</p> <p>平成12年厚生省告示第26号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十に適合しているものとして都知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1) 看護体制加算（ ） 4単位</p> <p>次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>常勤の看護師を1名以上配置していること。</p> <p>通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと。</p> <p>(2) 看護体制加算（ ） 8単位</p> <p>次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>当該事業所の看護職員の数、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。</p> <p>当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の</p>	<p>平12厚告19 別表の8のイ及びロ の注3</p> <p>平12厚告19 別表の8のイか及び ロの注4</p>	
--	---	--	--

	<p>連絡体制を確保していること。 通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと。</p> <p>6 夜勤職員配置加算 平成12年厚生省告示第29号「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」の一の八（夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合）を満たすものとして都知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1) 夜勤職員配置加算（ ） 13単位 ユニット型以外において算定</p> <p>(2) 夜勤職員配置加算（ ） 18単位 ユニット型において算定</p> <p>7 認知症行動・心理症状緊急対応加算 医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>8 若年性認知症利用者受入加算 平成12年厚生省告示第25号「厚生労働大臣が定める基準」の九（受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。))に適合しているものとして都知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、7の認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>9 送迎加算 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うこと</p>	<p>平12厚告19 別表の8のイ及び口の注5</p> <p>平12厚告19 別表の8のイ及び口の注6</p> <p>平12厚告19 別表の8のイ及び口の注7</p> <p>平12厚告19</p>	
--	---	--	--

	<p>が必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>10 単独型短期入所生活介護費()</p> <p>次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護費を支給する場合は、単独型短期入所生活介護費()を算定しているか。</p> <p>イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者</p> <p>ロ 平成12年厚生省告示第26号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十一(居室の面積が10.65㎡以下)に適合する従来型個室を利用する者</p> <p>ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者</p> <p>11 緊急短期入所受入加算等</p> <p>本加算は、緊急短期入所体制確保加算を算定している事業所が、次のイ、ロに該当する者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日)を限度として、1日につき60単位を所定単位数に加算することができるものであるが、適正になされているか。</p> <p>イ 利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けること必要と認めた者</p> <p>ロ 現に利用定員の100分の95に相当する数の利用者に対応している指定短期入所生活介護事業所において、緊急に指定短期入所生活介護を受ける必要がある者</p> <p>なお、緊急短期入所体制確保加算に係る空床を確保していることについて、事業所内の見やすい場所に掲示するとともに、指定居宅介護支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利</p>	<p>別表の8のイ及びロの注8</p> <p>平12厚告19 別表の8のイ及びロの注9</p> <p>平12厚告19 別表の8のイ及びロの注10</p>	
--	---	--	--

	<p>用ニーズの調整を行うための窓口を明確化しているか。</p> <p>また、緊急利用枠も含め空床の有効活用を図る観点から、情報公表システム、当該事業所のホームページ又は地域包括支援センターへの情報提供等により、月一回程度、空床情報を公表するよう努めているか。</p> <p>12 連続して30日を超える日以降の短期入所生活介護費の算定 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しないこととなっているが、算定していないか。</p> <p>13 療養食加算 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、平成12年厚生省告示第23号「厚生労働大臣が定める者等」の十五の療養食を提供したときは、1日につき23単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。</p> <p>ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。</p> <p>ハ 食事の提供が、平成12年厚生省告示第25号「厚生労働大臣が定める基準」の十四に適合する指定短期入所生活介護事業所において行われていること。</p> <p>ニ 療養食の献立表が作成されていること。</p> <p>14 在宅中重度者受入加算 指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 看護体制加算()を算定している場合(看護体制加算()を算定していない場合に限る。) 421単位</p>	<p>平12老企40第二の2(13)オ</p> <p>平12厚告19 別表の8のイ及びロの注12</p> <p>平12厚告19 別表の8のハの注</p> <p>平12厚告19 別表の8のニの注</p>	
--	--	---	--

	<p>□ 看護体制加算()を算定している場合(看護体制加算()を算定していない場合に限る。) 417単位</p> <p>ハ 看護体制加算()及び()をいずれも算定している場合 413単位</p> <p>ニ 看護体制加算を算定していない場合 425単位</p> <p>15 サービス提供体制強化加算</p> <p>平成12年厚生省告示第25号「厚生労働大臣が定める基準」の十六に適合しているものとして都知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しないこととなっているが、算定していないか。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算() 12単位</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100の50以上であること。</p> <p>□ 通所介護費等算定方法第三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算() 6単位</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 当該指定短期入所生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。</p> <p>□ 通所介護費等算定方法第三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算() 6単位</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。【 1】</p> <p>イ 指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>□ 通所介護費等算定方法第三号に規定する基準のいずれに</p>	<p>平12厚告19 別表の8のホの注</p>	
--	---	-----------------------------	--

	<p>も該当しないこと。</p> <p>16 介護職員処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算() 2から15までにより算定した単位数の1000分の4925に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算() (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算() (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算()</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) 当該指定短期入所生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>(4) 当該指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p>	<p>平12厚告19 別表の8のへの注</p> <p>平12厚告25の七十七</p>	
--	--	--	--

	<p>(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該指定短期入所生活介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。)の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。</p> <p>□ 介護職員処遇改善加算()イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ハ 介護職員処遇改善加算()イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>17 定員超過利用に係る減算</p>		
--	--	--	--

	<p>利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか</p> <p>18 ユニットにおける職員に係る減算 ユニットにおける職員の員数が、ユニットにおける職員の基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数を減算しているか。 ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。</p>	<p>平12老企40第2の2の(2)</p> <p>平 12 老 企 40 第 2 の 2 の(5) 準用</p>	
--	---	---	--

この指導検査基準において、施行要領とは、平成25年3月29日付24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」を示す。